(制度名: タクシー業務適正化事業)

(自動車交通局旅客課)

1. 制度の概要

国土交通大臣が特定指定地域ごとに指定した適正化事業実施機関が、以下の事業を実施する。

- ・タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同 法又はタクシー業務適正化特別措置法に違反する行為の防止及び是正を 図るための指導
- ・タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修
- ・タクシー事業の利用者からの苦情の処理
- ・タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び 運営

2. 指定、登録等の基準

- ○タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)(抄) (適正化事業実施機関の指定)
- 第三十四条 特定指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行う者 で特定指定地域ごとに国土交通大臣の指定するもの(以下「適正化事業実施 機関」という。)は、当該業務の実施に必要な経費を充てるため、当該特定 指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することが できる。
 - ー タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他 同法又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導
 - ニ タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修
 - 三 タクシー事業の利用者からの苦情の処理
 - 四 タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営
- 2 前項の指定は、指定を受けようとする者の申請により行う。
- 第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当 していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。
 - 現に当該特定指定地域について適正化事業実施機関があること。
 - 二 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により 設立された財団法人以外の者であること。
 - 三 申請者が前条第一項各号の業務(以下「適正化業務」という。)を公正 かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。
 - 四 申請者が適正化業務以外の業務を行う場合には、次の業務以外の業務を行うものであること。
 - イ 登録事務等
 - ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の利用者の利便の増進に資する業務

- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の福利厚 生のための共同施設の設置及び運営その他一般乗用旅客自動車運送事 業の業務の改善に資する業務
- 五 申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消し の日から五年を経過しない者であること。
- 六 申請者の役員で適正化業務に従事するもののうちに、禁錮以上の刑に 処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せ られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年 を経過しない者があること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の 時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(財)東京タクシーセンター	昭和 45 年 8 月	東京都江東区南砂 7-3-3 代表 03-3648-5131	2. の基準を満たすと判断される ため。
(財)大阪タクシー センター	昭和 45 年 8 月	大阪市鶴見区鶴見 4-5-9 代表 06-6933-5611	2. の基準を満たすと判断される ため。

- 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答特になし。
- 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠 特になし。
- 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果 見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定。